

久万高原町放課後子ども教室推進事業要綱

令和3年3月31日
教育委員会告示第3号

(趣旨)

第1条 この告示は、平日の放課後や週末、夏休み等の長期休業中に、小学校等の施設を活用して、子どもたちの安全・安心な活動拠点（居場所）を設け、地域の方々の参画を得て、子どもたちとともに勉強やスポーツ、文化活動、地域住民との交流活動等を行い、子どもたちが地域社会の中で、心豊かで健やかに育まれる環境づくりを推進するために行う久万高原町放課後子ども教室推進事業（以下「子ども教室」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(実施主体)

第2条 事業の実施主体は、久万高原町教育委員会（以下「教育委員会」という。）とする。ただし、教育長が適当と認める者に委託をすることができる。

(事業内容)

第3条 子ども教室の内容は、次のとおりとする。

- (1) 地域の子どもたちの安全で健やかな居場所を提供すること。
- (2) 遊びや学習に対する意欲及び態度の形成を図ること。
- (3) 家庭や地域等の協働により、地域との交流を図ること。
- (4) その他児童の健全育成上必要なこと。

(事業実施の場所等)

第4条 子ども教室は、原則として各小学校区とし、地域の実情に応じて、子どもたちが安心して多様な活動に取り組むことが可能な場所とする。

(実施期間)

第5条 子ども教室の実施期間は、次のとおりとする。

- (1) 概ね年間を通じて放課後や週末及び長期休業中に継続的・定期的に実施することとし、実施日については各子ども教室において定める。
- (2) 実施時間 授業終了時からおおむね3時間の開設を原則とし、各子ど

も教室において定める。

(対象児童)

第6条 子ども教室の対象児童は、原則として当該小学校に通学する児童とするが、校区外の児童についても必要に応じて参加できるよう配慮する。

(参加登録)

第7条 子ども教室に参加しようとする児童の保護者(以下「保護者」という。)は、安全確認等のため放課後子ども教室参加申込書(様式第1号)を各子ども教室を通して教育委員会に提出するものとする。

2 教育長は、前項の申込みがあった場合は、参加者名簿に登録し、利用を許可するものとする。

(保険加入)

第8条 子ども教室に参加する児童は、原則として傷害・賠償責任保険に加入するものとし、その費用は保護者が負担するものとする。

(費用負担)

第9条 第3条に規定する事業を実施する場合において、体験学習等で材料費が必要となった場合には、当該参加児童の保護者がその費用を負担するものとする。費用の徴収及び支出はコーディネーターが行い、年度末に教育委員会へ報告する。

(運営委員会)

第10条 子ども教室等の運営方法等を検討するため、原則として各子ども教室に放課後子ども教室校区運営委員会(以下「運営委員会」という。)を置く。

2 運営委員会は次に掲げる事項を掌握する。

- (1) 事業計画の検討及び実施に関すること。
- (2) 活動実績の検証及び評価に関すること。
- (3) その他子ども教室の運営に関し必要な事項に関すること。

(コーディネーター)

第11条 子ども教室の円滑な運営、総合的な調整を行うためコーディネーターを置く。

2 コーディネーターは、次に掲げる事項を掌握する。

- (1) 子ども教室の活動プログラムの企画・策定

(2) 学校、関係機関、団体等との連携調整

(3) 活動ボランティアの確保

(4) 保護者、ボランティア等に対する子ども教室への参加呼び掛け

(5) その他子ども教室の実施に関し必要な事項

3 コーディネーターは、青少年育成、地域コミュニティ活動等の知識体験を有する者のうちから、教育長が委嘱する。

4 コーディネーターの任期は、委嘱の日から該当年度の末日までとし、再任を妨げない。ただし、コーディネーターが欠けた場合における補欠の任期は、前任者の在任期間とする。

(協働活動支援員)

第12条 各子ども教室に体験・学習活動等の指導を行うための協働活動支援員を置く。

(協働活動サポーター)

第13条 各子ども教室に、子どもたちの安全管理等を行うための協働活動サポーターを置く。

(服務及び謝金)

第14条 コーディネーター、協働活動支援員及び協働活動サポーターは、児童の権利に十分留意し、活動を通じて児童の健やかな育成及び安全・安心な活動拠点づくりに寄与するよう努めなければならない。

2 児童活動に参加したコーディネーター、協働活動指導員及び協働活動サポーターに対する謝金は、別表に定める額を上限とし、予算の範囲内において支給する。

(守秘義務)

第15条 事業に携わる者は、活動上知り得た情報や秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

2 事業に携わる者は、活動上知り得た情報を利用して、政治、宗教、営利等を目的とする行為を行ってはならない。

3 事業に携わる者は、その信用を失墜する行為をしてはならない。

(管理責任)

第16条 子ども教室の実施に伴う管理上の責任は、教育委員会が負うものと

する。

- 2 前項の責任の範囲は、子ども教室を利用する児童が、子ども教室への入室手続き後から退室手続きを行うまでとする。

(庶務)

第17条 子ども教室の庶務は、教育委員会事務局において処理する。

(その他)

第18条 この告示に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

別表（第14条関係）

種別	支給区分	金額
コーディネーター	1時間	1,480円
協働活動支援員	1時間	900円
協働活動サポーター	1時間	900円

別記様式第 1 号（第 7 条関係）

久万高原町放課後子ども教室推進事業参加申込書

久万高原町教育委員会教育長 様

参加希望放課後子ども教室名				
参加児童 学年氏名	小学校 年 組 氏名 ふりがな			
	生年月日 年 月 日		性別 男 ・ 女	
緊急連絡先		氏名（ふりがな）	続柄	電話番号等
	①			自宅・職場・携帯
	②			自宅・職場・携帯
住 所	〒 久万高原町 番地			
児童クラブへの参加の有無	あり ・ なし			
帰宅方法	お迎え（時間 時 分 頃） 直接自宅に帰宅 ・ 児童クラブに戻る その他（ ）			
特記事項（子どもさんの様子、参加するに当たって留意すべきこと等を記入してください。）				

久万高原町放課後子ども教室に参加するに当たり、実施場所までの児童の往復については、保護者の責任において行うこと。また実費材料費・保険料等についても負担することに同意したうえで、放課後子ども教室への参加登録を申し込みます。

年 月 日

保護者氏名 _____